

北海道の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について

<北海道同時発表>

令和2年10月30日(金)

北海道大学が独自で実施している野鳥糞便調査において、10月24日(土)に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出(陽性)された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

なお、国内での高病原性鳥インフルエンザの確認は今シーズン初めてとなります。

1. 経緯

10月24日(土) ・北海道紋別市で野鳥の糞便を採取

10月30日(金) ・北海道大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

(1) 北海道において、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的として緊急調査を実施し、鳥類調査、死亡野鳥調査等を実施予定です。概要等については北海道のホームページで御確認ください。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。

※野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、本日別報において「対応レベル2」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。

<http://www.env.go.jp/press/108622.html>

3. 留意事項

(1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	小西 美代	(内線 6477)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	